

一般社団法人 日本内分泌学会 定款施行細則

施行 平成 24 年 4 月 1 日 改訂 平成 24 年 4 月 19 日
改訂 平成 24 年 6 月 20 日 改訂 平成 25 年 4 月 25 日
改訂 平成 25 年 6 月 21 日 改訂 平成 26 年 4 月 24 日
改訂 平成 26 年 6 月 27 日 改訂 平成 27 年 4 月 23 日
改訂 平成 28 年 4 月 21 日 改訂 平成 29 年 4 月 20 日

第一章 会 員

- 第 1 条 本法人に入会しようとする者は、定款及び定款施行細則に同意のうえ、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、署名の上、会費とともに代表理事あて提出しなければならない。
2. 入会日は、入会申し込み日にかかわらず、入会年度の 4 月 1 日付とする。
- 第 2 条 本法人の会員の会費は次の通りとする。
- (1) 正会員 (社員)
- | | | |
|-------|----|----------|
| 一般会員 | 年額 | 12,000 円 |
| 評議員 | 年額 | 15,000 円 |
| 功労評議員 | 年額 | 12,000 円 |
| 学生会員 | 年額 | 3,000 円 |
- (2) 賛助会員 年額 一口 100,000 円
- (3) 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
2. 会費の適用期間は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。
- 第 3 条 入会が承認された場合には、その氏名を機関誌に掲載する。
- 第 4 条 会員はその年度の 6 月 1 日までに、会費を本法人事務所に納入するものとする。
- 第 5 条 学部学生および学部卒業後 2 年間の者を学生会員とする。
2. 退会を希望する者は、その旨代表理事あて本法人事務所に申し出るものとする。
3. なお、正会員は 3 年以上の会費が未納の場合には、自然退会とみなす。

第二章 評議員及び評議員会

- 第 6 条 本法人は、評議員をおき、その定数は正会員数の五分の一以内とする。
2. 理事会は、別途定める選考規程により、一般会員の中から評議員を選任する。
3. 評議員の任期は 4 年とし、理事会承認により再任される。
4. 評議員は、役員選挙の被選挙権、学術総会会長候補者選挙の選挙権及び被選挙権並びに学術総会プログラム委員会領域別委員候補者選挙の選挙権を有する。また、別途定める条件下で臨床内分泌代謝 Update および内分泌代謝学サマーセミナーの会長候補者となることができる。
5. 評議員は、新評議員及び入会者を推薦することができる。
6. 評議員は満 65 歳の誕生日をむかえた年度末をもって、その任期を満了するものとし、4 月 1 日より功労評議員となる。但し、退任評議員が役員または幹事の場合には、別途定める理事・監事定年制の内規に従う。
- 第 7 条 評議員は評議員会を組織して、この細則に定める事項を行うが、理事会及び総会の権限を侵害することはできない。
- 第 8 条 評議員会は毎年 1 回総会に先立って、代表理事が招集する。
2. 評議員会の議長は代表理事とする。
3. 評議員会において、学術総会の会長候補者及びプログラム委員会領域別委員候補者の選出を行い、それぞれ総会の承認を得る。

第三章 役 員

- 第 9 条 定款第 21 条における理事のうち、18 名は選挙実施年度直前連続 2 年以上の会員歴を有する正会員の選挙により選ばれた候補者から総会で選任し、その他理事 7 名以内を、代表理事の推薦により総会で選任する。選挙による理事は理事会推薦及び総会の選任決議を経てもう 1 期再任できる。2 期終了後も被選挙権を有し、以後重任を妨げない。
2. 監事は、2 年以上の会員歴を有する正会員の選挙により選ばれた候補者から総会で選任する。監事は、理事会推薦及び総会の選任決議を経てもう 1 期再任でき、2 期終了後も被選挙権を有し、以後重任を妨げない。
3. 代表理事は理事会の選定決議を経てもう 1 期を上限として再任できる。
- 第 10 条 前条に記載した選挙は、代表理事が委嘱した選挙管理委員会が、郵便投票により行う。
- 第 11 条 理事・監事の選挙は、全国区で行う。
- 第 12 条 2 年以上の会員歴を有する正会員は、評議員の立候補者 (被選挙人) より、2 年毎に理事候補者を選挙により選出する。理事候補者数は、「基礎」、「臨床・内科」、「臨床・内科以外」の選挙権者の割合や学会の方針等を参考に 3 領域に割り当てることとし、具体数は理事会において算定し、総会の承認を得る。
- 第 13 条 監事候補者は評議員の立候補者 (被選挙人) より 2 名選出する。監事の選挙は、2 年毎に理事選挙と同時に行う。
2. 理事・監事の選挙においては、選挙の結果、得票数最上位の者から順に定数の枠に達するまで選出する。また、同得票の者が複数ある場合は、会員歴の長い者を選出するものとする。
- 第 14 条 選挙された理事・監事が任期の途中で辞任したときは、当該領域の被選挙人のうちから次点のものを繰り上げて、総会で

選任する。繰り上げ当選者の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 学術総会会長

- 第 15 条 会長候補者選定委員会により推薦された学術総会会長候補者は、理事会の審議、評議員会での選挙、総会での承認を得て学術総会会長に決定される。
- 第 16 条 学術総会会長は年次学術総会の運営にあたる。
- 第 17 条 代表理事は、評議員会の 5 箇月前までに各評議員へ通知し、次々々期学術総会会長候補の立候補を受け付ける。また、代表理事は一定のノミネート期間を設け、自薦・他薦に加え、支部グループや領域別グループからノミネートを受け付ける。
2. 会長候補者選定委員会は、立候補者の所信を参考に、業績と学会の将来を勘案して、次々々期学術総会会長候補者を 3 名以内に絞り込み、理事会の承認を得て評議員会に提案する。
 3. 評議員会は提案された候補者について選挙を行い、有効投票の過半数の支持を得た場合、次々々期学術総会会長候補者とする。次々々期学術総会会長候補者は、評議員会後の総会承認を得て正式に会長に決定される。
- 第 18 条 学術総会会長が任期途中で辞任したときは、理事会が会長代行を指名する。臨床内分泌代謝 Update 及び内分泌代謝学サマーセミナーの会長についても同様とする。

第五章 会務の分担及び委員会

- 第 19 条 代表理事を除く理事は庶務、会計、編集、刊行等に関する会務を分担することとし、代表理事はそれぞれの会務の担当理事及び会務を統括する筆頭理事を推薦する。また、代表理事は必要に応じ若干名の副代表理事を補佐役として指名することができる。いずれも理事会の承認を得る。
2. 代表理事は必要に応じ筆頭理事会を開催することができる。筆頭理事会は本法人の運営全般に係わる方針等を理事会に提案する。
 3. 代表理事は必要に応じ会務を担当し理事会に出席する幹事を若干名推薦することができる。任期は 2 年とし、理事会の承認を得る。再任は妨げない。なお、幹事は会務担当にあたっては理事相当とする。
- 第 20 条 庶務、会計、刊行、企画広報、専門医制度、教育育成、中堅若手育成、女性医師専門医育成・再教育、学術国際、倫理・利益相反、会長候補者選定、学術総会プログラム、学会賞等選考、保険、臨床重要課題、用語集策定、役員選挙等の会務を遂行するために、それぞれ常置または臨時の委員会を設ける。
- 第 21 条 各委員会は筆頭理事または担当理事もしくは担当幹事と理事会の承認を得て代表理事が任命した委員とによって構成される。委員の任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 22 条 各委員会の内規は別にこれを定める。
- 第 23 条 庶務委員会は次の事項を担当する。
- (1) 会員に関する事項
入会、退会に関する手続き、会員の資格審査
 - (2) 評議員に関する事項
評議員の選出に関する手続き
 - (3) 特定の委員会に属さない内規の制定及び改訂
 - (4) 文書・記録の保管
 - (5) 外部との折衝に関する事項
 - (6) 物品の管理
 - (7) 他の委員会との連結
 - (8) その他、庶務に関する事項
- 第 24 条 会計委員会は次の事項を担当する。
- (1) 現金の出納及び保管
 - (2) 会費の請求及び収納
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 会計帳簿及び証書類の整理及び保管
 - (5) 物品購入、給与の支出、雑誌出版費用の支出
 - (6) 決算について公認会計士による監査を受ける。
 - (7) その他、会計資産に関する事項
- 第 25 条 刊行委員会は次の事項を担当する。
- (1) Endocrine Journal (以下 EJ)、日本内分泌学会雑誌、会員連絡などの刊行業務の統括
 - (2) 機関誌のあり方に関する検討
 - (3) 理事会の諮問に基づく刊行問題の審議
- 第 26 条 EJ 編集委員会は次の事項を担当する。
- (1) EJ の編集およびその編集に関わる案件の検討
- 第 27 条 会長候補者選定委員会は次の事項を担当する。
- (1) 学術総会会長候補者を選出し、理事会の議を経て、評議員会に推薦する。
 - (2) 臨床内分泌代謝 Update 及び内分泌代謝学サマーセミナーの会長候補者を選出し、理事会に答申する。次いで、理事会の議、総会の承認を経て、それぞれの会長が決定される。
- 第 28 条 学術総会プログラム委員会は次の事項を担当する。
- (1) 学術総会のプログラムを立案する。

- (2) 演題選定委員候補者を選出する。
- 第 29 条 専門医制度委員会は次の事項を担当する。
- (1) 日本内分泌学会内分泌代謝科専門医・指導医・教育施設等の認定、資格の更新などに関する事項
- (2) 上記の目的のために本委員会に専門医認定部会を置き、また基幹学会(日本内科学会、日本小児科学会、日本産科婦人科学会など)ごとに試験小委員会を設ける。
- (3) 専門医制度改革対応委員会との連携。同委員会は新たな専門医制度への移行に関する事項を扱う。
- 第 30 条 教育育成委員会は次の事項を担当する。
- (1) 会員の生涯教育方針の策定。
- (2) 前項の目的のために本委員会に中堅若手の会、女性医師専門医育成・再教育委員会及び臨床重要課題委員会を置く。
- (3) 臨床内分泌代謝 Update 及び内分泌代謝学サマーセミナーのあり方への提言。
- (4) 生涯教育講習会の企画。
- 第 31 条 中堅若手の会は次の事項を担当する。
- (1) 内分泌代謝学に関わる中堅若手の育成及び支援。
- (2) 前項の目的のために日本内分泌学会主催の学術集会の企画に係わる。
- 第 32 条 女性医師専門医育成・再教育委員会は次の事項を担当する。
- (1) 女性医師専門医の育成及びその推進並びに再教育
- 第 33 条 学術国際委員会は次の事項を担当する。
- (1) 国際内分泌学会との連携
- (2) アジア・オセアニア地域の内分泌学会との連携
- (3) その他の関連事項
- 第 34 条 倫理・利益相反委員会は次の事項を担当する。
- (1) 臨床研究に係る利益相反(COI)に関する「共通指針」及び「同細則」に定めるところにより、会員の COI 状態を適切にマネジメントする。
- (2) 学会主導型の臨床研究等における倫理に係る問題の審議
- (3) その他の倫理に係る事項
- 第 35 条 企画広報委員会は本法人の目的を達成するために必要な事業の企画並びに広報活動を行なうこととし、次の事項を担当する。
- (1) 法人の事業の企画に関する事項を担当する。
- (2) 本委員会に広報部会および必要に応じホームページ小委員会を置き、法人と学会員との情報交換、各委員会の報告に関する広報、電子メディアの活用による各方面への広報活動およびその他の広報活動に関する業務を担当する。
- 第 36 条 学会賞等選考委員会は、次の事項を担当する。
- (1) 学会賞の受賞候補者を選出し、理事会に答申する。
- (2) マイスター賞の受賞候補者を選出し、理事会に答申する。
- (3) Distinguished Endocrinologist Award(最優秀指導者賞)の受賞候補者を選出し、理事会に答申する。
- (4) 研究奨励賞および EJ 優秀論文賞の受賞候補者を選出し、理事会に答申する。
- (5) 若手研究奨励賞(YIA)の受賞候補者を選出し、理事会に報告する。
- (6) 臨床内分泌代謝 Update 優秀ポスター賞の受賞候補者を選出し、判定委員会に報告する。
- 第 37 条 保険委員会は次の事項を担当する。
- (1) 新規医療技術の保険収載の申請
- (2) 包括医療の改訂に関する要望書作成
- (3) 未承認薬と承認薬の適応拡大の要望書作成
- (4) 内科系保険連合会、MDC 作業班との連携
- (5) 保険に関わるそのほかの案件の対応
- 第 38 条 臨床重要課題委員会は次の事項を担当する。
- (1) 新規課題の選定及び当該ワーキンググループ担当者の検討
- (2) 査読委員会の設置及び当該委員の選定
- (3) 選定課題の進捗状況の確認並びに中間評価及び修正提案
- (4) 成果報告の評価及び修正提案
- 第 39 条 理事会は必要に応じて専門委員会を置くことができる。専門委員は代表理事が任免する。

第六章 機 関 誌

- 第 40 条 本法人は、機関誌として、欧文誌(EJ)と和文誌(日本内分泌学会雑誌)を刊行する。和文誌は学会抄録号、特集号、増刊号、会員連絡号(JES News)などとして刊行する。
- 第 41 条 会員以外で機関誌を購読する者は、雑誌購読負担金として、15,000 円を納入するものとする。但し、欧文誌を希望しない場合は 10,000 円とする。
- 第 42 条 機関誌への投稿は一般公開とする。

第七章 年次学術総会

- 第 43 条 年次学術総会は、第■回日本内分泌学会学術総会と呼称する。
- 第 44 条 年次学術総会の会期は、原則として 3 日以内とする。
- 第 45 条 年次学術総会における講演抄録は、日本内分泌学会雑誌に掲載し会員に配布する。
- 第 46 条 年次学術総会における演題を選定するため、演題選定委員会をおく。委員は地域、専門領域及び開催地を考慮して代表理

事が委嘱する。

第 47 条 年次学術総会の経費は、本法人の学術集会費などをもって充てる。会長は収支決算書を作成し、代表理事に報告する。

第 48 条 年次学術総会における業績発表の筆頭演者は会員に限る。但し、会長が特に委嘱するものはこの限りではない。

第八章 事業計画及び収支予算

第 49 条 本法人の事業計画書及び収支予算書は、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

第九章 支 部

第 50 条 本法人に地方組織として支部を置く。

第 51 条 支部を置く場合には、理事会の議を経なければならない。

第 52 条 支部の会員は原則として日本内分泌学会会員とする。

第 53 条 支部の運営は、別に定める日本内分泌学会支部内規に基づき、各支部において定める会則により行う。支部会則は理事会に報告するものとする。

第十章 分 科 会

第 54 条 本法人に、内分泌代謝学の情報交換を行う学術団体として分科会を置くことができる。

第 55 条 分科会を置く場合には、理事会及び総会の議を経なければならない。

第 56 条 分科会の運営は、別に定める各分科会会則により独自に行う。但し、日本内分泌学会と分科会との関係に重大な影響を及ぼす事項については、日本内分泌学会の承認を得る。

第 57 条 分科会理事長又はその代理者は、オブザーバーとして日本内分泌学会理事会に出席することができる。

第十一章 会員への通知

第 58 条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

第十二章 職 員

第 59 条 本法人の事務を処理するため、事務所及び必要な職員を置く。

2. 職員は、代表理事が任免する。

3. 職員は、別途定めるところにより有給とする。

第十三章 書類の保存

第 60 条 事務所が保存すべき書類の種類及びその保存期間については、別途定める。

第十四章 雑 則

第 61 条 定款及び本細則の施行に関し必要な内規は、理事会の議を経てその都度別にこれを定める。

第 62 条 本細則を改正するためには、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第 63 条 本細則は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。